受注者等提出書類処理基準

制　　定　平成１６年　３月１９日１５交建工第１０２１号
一部改正　令和　６年　３月２６日　５交建工第１７７０号

第　１　　目　　的

この基準は、東京都交通局工事施行規程（平成１２年交通局規程第２号）第１９条の規定に基づき、受注者等から提出される書類（以下「書類」という。）の様式及び処理方法を定めることにより、工事及び設計等の委託の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

第　２　　適用範囲

この基準は、交通局建設工務部が施行する工事の請負及び設計等の委託並びに単価契約に係る書類の処理に適用する。

第　３　　書類の名称及び様式

書類の名称及び様式は、別表で定める。

第　４　　書類の処理方法

監督員は、受領した書類の内容を調査のうえ、速やかに所定の手続きをとるものとする。

第　５　　様式に定めのないもの

この基準に定めのないものの処理方法については、原則として主管課長の指示によるものとする。その取扱いは第４に準ずる。

第　６　　提出期限

１　書類の提出期限は、別表で定める。

２　提出期限が定められていない書類は、別に期限が定められているものを除き、その書類提出の必要が発生した時点から５日以内に提出することを原則とする。

第　７　　書類の処理

工事請負契約書の第９条第２項の権限を有する現場代理人は、受注者に代わって工事の施行に関する書類を提出することができる。また、設計等の委託及び単価契約についても同様とする。

書類は、所定の手続を経た後、受理されたものとする。

書類の決定区分は、別表によるものを原則とする。

書類の提出部数、記入上の注意その他必要な事項は、別表によるものを原則とする。

第　８　　附　　則

１　この基準は、平成１６年４月１日から適用する。

２　この基準によるもののほか、別の要領等に定めるものについては、その定めによることができる。

附　　則　（平成１７年　２月２８日、１６交建工第１３１４号）
１　この基準は、平成１７年　４月１日から適用する。
附　　則　（平成１７年１０月３１日、　７交建工第　８４１号）
１　この基準は、平成１７年１１月１日から適用する。
附　　則　（平成１８年１２月　７日、１８交建工第１００６号）
１　この基準は、平成１８年１２月１５日から適用する。
附　　則　（平成２３年　９月２６日、２３交建工第　６２７号）
１　この基準は、平成２３年１０月　１日から適用する。
附　　則　（平成２４年　３月２９日、２３交建工第１６９７号）
１　この基準は、平成２４年　４月　１日から適用する。
附　　則　（平成２７年　３月３１日、２６交建工第１７０９号）
１　この基準は、平成２７年　４月　１日から適用する。
附　　則　（平成２８年　３月２５日、２７交建工第１７０４号）
１　この基準は、平成２８年　４月　１日から適用する。
附　　則　（平成２９年　３月２１日、２８交建工第１５９１号）
１　この基準は、平成２９年　４月　１日から適用する。
附　　則　（平成３０年　４月　１日、２９交建工第１６５９号）
１　この基準は、平成３０年　４月　１日から適用する。
附　　則　（平成３０年　３月２０日、３０交建工第１８５０号）
１　この基準は、平成３１年　４月　１日から適用する。
附　　則　（令和　２年１０月　１日、　２交建工第　８４０号）
１　この基準は、令和　２年１０月　１日から適用する。
附　　則　（令和　２年１２月　　日、　２交建工第１２１９号）
１　この基準は、令和　３年　１月　１日から適用する。
附　　則　（令和　３年　３月３０日、　２交建工第１６８４号）
１　この基準は、令和　３年　４月　１日から適用する。
附　　則　（令和　３年　９月３０日、　３交建工第　８６４号）
１　この基準は、令和　３年１０月　１日から適用する。
附　　則　（令和　４年　３月１５日、　３交建工第１６０３号）
１　この基準は、令和　４年　４月　１日から適用する。
附　　則　（令和　５年　３月２９日、　４交建工第１７４１号）
１　この基準は、令和　５年　４月　１日から適用する。
附　　則　（令和　５年　９月１１日、　５交建工第　７３８号）
１　この基準は、令和　５年　９月２０日から適用する。
附　　則　（令和　６年　３月２６日、　５交建工第１７７０号）
１　この基準は、令和　６年　４月　１日から適用する。